

岐阜市指定管理者制度 事務取扱要領 【資料編】

平成24年4月 制定

平成25年 4 月	改正
平成28年 3 月	改正
平成29年 3 月	改正
平成30年 1 月	改正
平成31年 4 月	改正
令和 3年 3 月	改正
令和 4年 3 月	改正
令和 5年 3 月	改正
令和 6年 3 月	改正
令和 7年 6 月	改正

岐阜市財政部 行財政改革課

目 次

◇応募関係書類

資料 1	募集要項（ひな形）	1
資料 2	構成員表、協定書、委任状（コンソーシアム用）	24
資料 3	誓約書	28
資料 4	役員名簿及び同意書	29
資料 5	辞退届	30
資料 6	委員との利害関係に関する申出書（申請団体用）	31
資料 7	利害関係の有無に関する調査票（選定委員用）	33
資料 8	指定管理業務に係る特記仕様書	35

◇選定・指定関係書類

資料 9	選定結果通知	39
資料 10	審査結果	42
資料 11	指定議案	46
資料 12	指定通知	49
資料 13	指定告示	50
資料 14	協定書（ひな形）	52
資料 15	協定書（コンソーシアム用ひな形）	61
資料 16	公金事務の委託告示	70

◇その他関係書類

資料 17	選定委員会規則・要綱	71
資料 18	評価委員会規則・要綱	75
資料 19	指定の取消し通知	79
資料 20	管理業務の停止通知	80
資料 21	指定の取消し告示	81
資料 22	管理業務の停止告示	82
資料 23	再委託の申請・誓約書・承認	83
資料 24	指定管理者の標示板	87

岐阜市 ○ ○ ○ ○ ○

指定管理者募集要項

○ ○ 年 ○ 月

岐阜市 ○ ○ ○ ○ 部 ○ ○ ○ ○ 課

目 次

1 募集の趣旨	
2 基本的な運営方針	
3 応募資格	
4 指定期間	
5 施設の概要	
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造	
(4) 運営状況（実績等）	
(5) その他	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 従業員の継続雇用について	
(7) 自主事業	
(8) リスク分担に対する方針	
(9) 指定の取消し等	
(10) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	
8 指定管理者の審査・選定の方法	
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	
10 指定までのスケジュール	

1 1 応募手続等	
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 応募に関する留意事項	
1 2 問い合わせ先及び書類の提出先	
[別紙 1] 目的外使用許可について	
[別紙 2] 提出書類一覧及び様式	

1 募集の趣旨

市民の・・・ことを設置目的とする岐阜市〇〇〇〇〇（以下、「施設」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市〇〇〇〇条例（以下、「条例」という。）第〇条の規定の基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者等から・・・や・・・が求められており、・・・や、・・・を実施することにより、・・・を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、・・・や・・・を確実にこなすことが必要となります。

2 基本的な運営方針

施設は、・・・と位置づけられており、・・・という機能を有して〇〇事業を展開していきます。

このように、・・・として市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。

※施設の性格や目的により市外団体の企画力・ノウハウ等を必要とする場合
「市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。」

- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。

- (4) 管理運営のために必要な、・・・資格、・・・免許を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできませんが、その代表者になることはできません。
- ④構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第○号○から○までの書類の提出が必要です。
- ⑥コンソーシアムを構成するすべての団体が応募資格を満たしていることが必要です。

4 指定期間

〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間とします。

5 施設の概要

次の各号の内、・・・、・・・の詳細については、・・・で配布します（閲覧することができます）。

- (1) 名 称
.....
- (2) 所在地
.....
- (3) 施設構成・規模・構造
.....

(4) 運営状況（実績等）

① 事業・業務内容

・・・・・・・・・・

② 利用者数

・・・・・・・・・・

③ 収支決算・予算

・・・・・・・・・・

(5) その他

・・・・・・・・・・

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（【必要に応じて】詳細は別添の「仕様書」を参照）

(1) 管理運営形態

<※利用料金制度（承認料金制）を導入する場合>

本施設は利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

①利用料金制度（承認料金制）とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としています。利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用したときにかかる料金の額は、条例に定められた範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることになります。

②利用料金等の設定について

利用料金は条例第○条第○項に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただきます。

利用料金及び時間区分の設定に当たっては、利用者にとって使いやすい設定に心がけ、次の点に留意してください。

- ・使用時間の区分については・・・・。
- ・利用料金については・・・。
- ・○○○については、岐阜市等の公共目的の使用は無料としてください。
- ・○○○については、・・・・。

③利用料金の減免について

指定管理者は利用料金の減免を行うことができますが、○○条例施行規則（以下「施行規則」という。）第○条を適用していただきます。

<施行規則第○条要旨>

抜粋

④利用料金の返還について

利用料金の返還については、施行規則第〇条を適用していただきます。

＜施行規則第〇条要旨＞

抜粋

※端数処理の説明など

＜※利用料金制度を導入しない場合＞

本施設は、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

市は指定管理者からの申し出に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者（※）として指定し、指定管理者は施設の使用料収入を市に納入していただきます。

（※）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定により、公金の徴収・収納や支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長から公金事務を委託（指定）された者を指します。指定公金事務取扱者に指定された者は、市にかわり使用料等の公金を徴収することができます。

施設の使用料は、〇〇条例に金額が定められており、市に納入していただきます。

(2) 管理基準

① 開館時間

.....

② 休館日

.....

③ 使用（利用）許可の基準

.....

④ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

.....

⑤ 目的外使用の基準

.....

⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について

＜※施設が岐阜市地域防災計画で指定避難所等に指定されている場合の記載（案）＞

- 1 施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されているため災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時は、市の依頼により避難所の開設及び運営に応じること。
- 2 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
- 3 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

<※施設が指定避難所等に指定されていない場合の記載（案）>

- 1 施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されておりましたが、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに協力すること。
- 2 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
- 3 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

⑦ 環境への配慮について

.....

⑧ その他

.....

(3) 業務の範囲（指定管理業務）

① 経営管理業務

- | | | |
|-----------------|----------------|-------|
| ・ 企画、事業計画の策定 | ・ 報告書の作成 | |
| ・ モニタリング | ・ 自己評価 | |
| ・ 市及び関係機関との連絡調整 | ・ 新旧の施設管理者との引継 | ・ その他 |

② 施設運営業務

- | | | |
|--------|--------------|-------|
| ・ 使用許可 | ・ 使用料の徴収又は収納 | |
| ・ 使用管理 | ・ 広報、営業活動 | ・ その他 |

【参考】キャッシュレス決済の導入について

（使用料施設） ※市デジタル戦略課が契約したサービスを利用する場合の記載

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化のため、キャッシュレス決済を導入しております。

そのため、使用料の徴収にあたっては、**岐阜市が貸与する機器（※）を用いたキャッシュレス決済**を行っていただきます。

なお、**決済端末のレンタル料及び決済にかかる手数料は、岐阜市が負担**します。

※自主事業など、指定管理者の収入の決済にはご利用いただけません。

※施設の物品と同様に、指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕になりますので、機器の取扱いには十分にご注意願います。

（利用料金施設） ※市デジタル戦略課が契約したサービスは利用できない点に注意

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化のため、キャッシュレス決済を導入しておりますので、**可能な限り、キャッシュレス決済に係る提案**をしてください。

なお、本市のキャッシュレス決済サービスで取り扱うブランドは以下のとおりです。

クレジットカード	・・・
電子マネー	・・・
QRコード決済	・・・

【導入検討にあたっての注意点】 ※募集要項への記入は不要

利用料金制度施設については、指定管理者とキャッシュレス業者との間で債権・債務関係が形成されるため、市デジタル戦略課にて契約したサービスを利用できません。

そのため、利用料金制度施設へキャッシュレス決済を導入する場合は、指定管理者の費用での独自契約が必要(岐阜市負担は無し)となりますのでご注意ください。

③ 維持管理業務

・施設及び設備などの保守・点検 ・保安警備 ・その他

④ 指定事業

・施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業

⑤ 事務引継事業

・施設管理者が交代する場合、指定期間の始期から新たな施設管理者が円滑に管理業務を実施できるよう、新旧施設管理者で引継ぎを行っていただきます。

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 従業員の継続雇用について

＜※雇用の安定や業務の質の維持という点から、従業員の継続雇用について配慮を求める場合の記載（案）＞

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

(7) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

・事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。

- ・指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
- ・指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、市は補填を行わないこと。
- ・事業実施前までに市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
- ・指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用※は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

※目的外使用については別紙１「目的外使用許可について」を参照してください。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理(管理主体)への円滑な移行(引継ぎ)	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合(施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合(事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○

10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害 (騒音、振動、臭気等)		○

このうち No.11 の「利用者への対応」については、下記の「**市民総合賠償補償保険**（全国市長会）」は、**全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており**、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

＜市民総合賠償補償保険＞

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円
	財物賠償 1事故につき1000万円	入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※指定管理者の負担により実施する自主事業については保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(9) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

指定公金事務取扱者（※）は、帳簿の保存等が必要となります。

また、市による検査を実施することがあります。

（※）「6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等（1）管理運営形態」を参照してください。

7 指定管理に関する経費

<※利用料金制度を導入しない場合>

(1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

年	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
上限額 (円・税込)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※積算内訳を記載してください

(【募集要項作成時の注意】)

- ・指定管理者に電力入札等の提案を求める施設においては、光熱水費の中で電気料金の額が分かるように積算し、内訳を表示してください。)

(3)指定期間中の各年度の委託料は申請団体の提案した委託料の額(※)とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

(※)本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金の積算にあたっては、応募者が入札等を実施した場合の予定額を踏まえ提案してください。なお、供給電気方式や予定使用電力量等については別紙「〇〇〇電気需給仕様書」等を参照してください。

(4)委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を実施することがあります。

(5)施設の利用料金(使用料)は市の歳入となります。

(6)市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入(収入)となります。(自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。)

(7)委託料は、・・・・・・毎に支払います。

<※利用料金制度導入の場合>

指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料と指定管理者の収入となる利用料金により上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(1)委託料について

利用料金収入見込額と委託料の合計額は、以下の金額を想定しております。

年	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
合計額 (円・税込)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

委託料の上限額については、〇〇〇〇円とします。

(年度毎に上限額が異なる場合は、施設ごとに適宜対応してください。)

※積算内訳を記載してください

(【募集要項作成時の注意】)

- ・指定管理者に電力入札等の提案を求める高圧電力施設においては、光熱水費の中で電気料金の額が分かるよう、内訳を表示してください。)

(2)委託料の支払い

市は、以下の対象経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、委託料として別途締結する協定書に基づき指定管理者に支払います。支払い時期や支払い方法については協定書により定めます。

なお、指定期間中の各年度の委託料は申請団体の提案した委託料の額(※)とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

(※)本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金の積算にあたっては、応募者が入札等を実施した場合の予定額を踏まえ提案してください。なお、

供給電気方式や予定使用電力量等については別紙「〇〇〇電気需給仕様書」等を参照してください。

本事業では利用料金制度を採用することとし利用料金は指定管理者の収入とします。

【対象経費】

- ・ 経営管理に関する経費
- ・ 施設運営に関する経費
- ・ 施設の維持管理に関する経費
- ・ 指定事業の実施に関する経費

(3) 委託料・利用料金の精算（取扱い）

当初収支計画の委託料・利用料金の精算（取扱い）については、下記のとおりです。

- ・ 経費削減などにより生み出された剰余金については原則として返還を求めません。
- ・ 利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。
- ・ 指定管理料の算定基礎である当初収支計画に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益の20%を市に納入していただきます。この精算は、翌年度に実績報告書が提出された後、行うこととします。

(4) 又は(8) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 又は(9) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②【※利用料金制度導入の場合】事業を行う者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については岐阜市役所市民税課、③については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

<※利用料金制度導入の場合>

事業所税については、課税と見込んだ収支計画に対し、決算において非課税となった場合、当該事業所税分については返納していただくこととなります。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請団体について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請団体と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外であった応募団体は、団体名は公表しません。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。 （※市外団体の企画力・ノウハウ等を必要とする場合 「市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。」）	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請団体もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は〇〇〇点を満点として、合計点と区分ごとの採点内容を勘案し、全委員の協議による「総合評価」により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性・透明性	〇〇	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
効果性	〇〇	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
効率性	〇〇	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			利用料金を収受する施設の場合、収入の増加を図るための方策	
			その他申請団体の提案によるもの	
安定性・安全性	〇〇	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	

		的能力を有していること	組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策 （利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、グループの安定性	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	〇〇	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
			合 計	

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

非公募の申請要項でも質問受付
期間を設定してください

10 指定までのスケジュール

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 募集要項の公表・配布 | ○年7月1日()～ |
| (2) 説明会・現地見学会の開催 | ○年7月 日() |
| (3) 質問受付期間 | ○年7月1日()～ ○年 月 日() |
| (4) 申請書受付期間 | ○年7月 日()～ ○年 月 日() |
| (5) 第1次審査(資格審査等) | ○年 月 日()～ ○年 月 日() |
| (6) 第2次審査(提案内容等の審査) | ○年 月 日()～ ○年 月 日() |
| (7) 選定結果の通知・公表 | ○年11月上旬頃 |
| (8) 市議会へ指定議案及び債務負担行為予算案を提案 | ○年11月下旬頃 |
| (9) 指定の通知 | ○年12月下旬頃 |
| (10) 協定書の締結 | ○年 月 頃 |
| (11) 事務引継・トレーニング | ○年1月 頃～ ○年 月 頃 |

11 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページまたは市役所〇〇課で書類を入手し、〇〇課まで持参いただくか、記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください。(提出期間内必着)

申請書の受付期間は、○年7月 日()～ ○年 月 日()までとし、応募に要する経費は全て申請団体の負担となります。

なお、申請団体から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、○年7月 日()～ ○年 月 日()までとし、質問及び回答は市ホームページ及び・・・課で公表します。

(4) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

働きかけの基準・判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

申請団体が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号）第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇〇〇係（担当：〇〇、〇〇）

〒〇〇〇-〇〇〇〇 岐阜市〇〇〇（〇階）

電 話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

F A X：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇〇〇@city.gifu.gifu.jp

目的外使用許可について

Ⅰ 目的外使用許可とは

今回選定する施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。目的外使用許可は市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

Ⅱ 目的外使用許可の基準

岐阜市公有財産規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしております。

なお、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、売店、喫茶コーナー、物品販売、広告物等です。

(使用許可の基準)

- 1 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- 2 公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- 3 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 4 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- 5 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 6 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- 7 その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

Ⅲ 指定管理施設における目的外使用許可の取扱い

1 指定管理者の場合

指定管理者が施設の設置目的又は用途を妨げない範囲で自らの費用負担による自主事業を実施するために施設を使用する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。（目的内の使用であれば使用料を市に支払い、事業を実施すること。〈※利用料金制度を導入する場合は削除〉）ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

2 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、**速やかに担当部署へ引き継ぐ**こと。

「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 申請書
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 納税証明書
- 5 団体の概要及び活動状況を記した書類(会社概要、財務諸表等)
- 6 (コンソーシアムの場合) 構成員表
- 7 (コンソーシアムの場合) 協定書
- 8 (コンソーシアムの場合) 委任状
- 9 応募資格がある旨の誓約書
- 10 役員名簿及び同意書
- 11 辞退届
- 12
- 13
- 14

岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム構成員表

構成区分	住所、商号又は名称、代表者氏名及び電話番号
代表構成員	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
構成員	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号

※必要に応じて行を追加してください。

岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム協定書

（目的）

第1条 当コンソーシアムは、岐阜市〇〇〇施設の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアムは、岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 コンソーシアムは、（住所、商号又は名称を明記）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 コンソーシアムは、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

代表構成員	住所
	商号又は名称
	代表者名

構成員	住所
	商号又は名称
	代表者名

（※必要に応じ追加してください。）

（代表者の名称）

第6条 コンソーシアムは、△△△（商号又は名称を明記）を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 コンソーシアムの代表者は、当該業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、岐阜市と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る委託料の請求及び受領、共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第8条 各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第10条 構成員は、コンソーシアムが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定にかかわらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資

格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

(業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第11条 構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第12条 コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

×××(構成員の商号又は名称を明記)は、以上のとおり岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム協定を締結したことを証するため、本協定書〇通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか岐阜市に1通提出するものとする。

年 月 日

岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム

代表構成員 住所

商号又は名称

代表者名

印

構成員 住所

商号又は名称

代表者名

印

(※必要に応じ追加してください。)

委 任 状

年 月 日

岐阜市長

コンソーシアムの名称

委任者

住所

商号又は名称

代表者

印

(※必要に応じ追加してください。)

私は、下記のコンソーシアム代表者を代理人と定め、当コンソーシアムが存続する間、下記事項の権限を委任します。

受任者

下記事項について受任することを承諾します。

コンソーシアムの代表者

住所

商号又は名称

代表者

印

委任事項

- 1 岐阜市〇〇〇施設の指定管理業務に係る岐阜市及び監督官庁等との折衝
- 2 岐阜市〇〇〇施設の指定管理業務に係る指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 3 岐阜市と岐阜市〇〇〇施設の指定管理業務に係る協定書の締結
- 4 岐阜市〇〇〇施設の指定管理業務に係る委託料の請求及び受領
- 5 コンソーシアムに属する財産の管理

岐阜市〇〇施設指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市〇〇〇施設の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市税等の滞納がない団体であること。

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

団体名

団体所在地

代表者氏名

⑩

資料 4

役 員 名 簿 照 会 及 び 同 意 書

団 体 名			
役 職 名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

指定管理者応募申請にかかる資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

年 月 日

団 体 名
団体所在地
代 表 者
電話・FAX

印

(あて先) 岐 阜 市 長

辞 退 届

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

申請者 団体名

団体所在地

代表者名

「〇〇〇〇〇〇 (施設名)」の指定管理者の応募を辞退します。

担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E-Mailアドレス	

委員との利害関係に関する申出書

年 月 日

岐阜市長 様

(申請団体)

当団体と〇〇部指定管理者選定委員会の委員（以下「委員」といいます。）との間における利害関係について、下記のとおり申し出ます。

記

- ☐ 当団体と委員との間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実はありません。
- ☐ 当団体と委員との間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実が次のとおりありますので、当該事実を証する書面を添付して申し出ます。

<利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

--

なお、この申出書による申出内容に誤りがある場合には、その誤りがあることが判明した日から 1 年間、岐阜市における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失することについて、異議ありません。

- 備考
- 1 いずれか該当する事項の□を塗りつぶすこと。
 - 2 利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実がある場合には、当該事実を証する書面を添付すること。
 - 3 利害関係の有無については、別紙「利害関係の考え方」に照らして判断すること。

利害関係の考え方

利害関係とは、委員と申請団体（コンソーシアムにあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じ。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ・ 委員及び二親等以内の親族（以下、「委員等」という）が名称の如何を問わず、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者（公益法人における役員若しくは評議員を含む）又は支配人の地位（以下、「支配力を有する地位」という）にある場合
- ・ 委員等が申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合
- ・ 委員等又は委員等が名称の如何を問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との資本、人的、取引・営業関係等の経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情（※）があると認められる場合

※「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体がコンソーシアムを結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・ 申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合

利害関係の有無に関する調査票

年 月 日

〇〇部指定管理者選定委員会委員各位

岐阜市 〇〇部長

（ 施設の名称 ）について、別添「指定管理者指定申請団体一覧表」に掲げる団体から指定管理者の指定に係る申請がありましたので、別紙「利害関係の考え方」に照らし、当該申請団体との間における利害関係の有無について下記にご記入ください。

また、当該申請団体から不正な接触があり、又はこの調査票の提出後において利害関係に関する新たな事実が生じたときは、直ちにその内容を〇〇部〇〇課までご報告ください。

記

いずれか該当する欄にチェックいただき、署名のうえご提出ください。

- ☐ 申請団体との間に、利害関係はありません。
- ☐ 申請団体との間に、次のとおり利害関係があります。

※ 申請団体との関係を具体的に記入してください。

年 月 日

（委員氏名）

利害関係の考え方

利害関係とは、委員と申請団体（コンソーシアムにあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じ。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ・ 委員及び二親等以内の親族（以下、「委員等」という）が名称の如何を問わず、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者（公益法人における役員若しくは評議員を含む）又は支配人の地位（以下、「支配力を有する地位」という）にある場合
- ・ 委員等が申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合
- ・ 委員等又は委員等が名称の如何を問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との資本、人的、取引・営業関係等の経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情（※）があると認められる場合

※「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体がコンソーシアムを結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・ 申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合

指定管理業務に係る特記仕様書

【労働関係法令等遵守に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。
- 2 指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。

【公契約（指定管理者による公の施設の管理に関する協定を含む）に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした岐阜市公契約条例を遵守すること。

【不当介入への対応に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は指定管理業務の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、市に報告しなければならない。

【障害者差別解消法への対応に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、利用者の利便性向上等の観点から、障がいのある人に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」第11条第1項に規定する指針に基づき対応すること。また、指定管理者が提供すべき合理的配慮については、岐阜市と指定管理者の間で大きな差異が生じないように努めること。

【個人情報の取扱いに関する留意事項】

（基本的事項）

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3 指定管理者は、指定管理業務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 指定管理者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 指定管理者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 指定管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により市に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

（教育及び研修の実施）

第4 指定管理者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他指定管理者として行う業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（取得の制限）

第5 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

（利用及び提供の制限）

第6 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

（改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等）

第7 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものと

する。

- 2 指定管理者は、市が承諾した場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

（廃棄等）

- 第8 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 指定管理者は、指定管理業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

（事務従事者への周知）

- 第11 指定管理者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（資料等の返還等）

- 第12 指定管理者は、指定管理業務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告）

- 第13 指定管理者は、指定管理業務の履行について、市に定期的に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、指定管理業務に係る協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（再委託の禁止）

- 第14 指定管理者は、指定管理業務を再委託してはならない。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、再委託の相手方に指定管理業務に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、指定管理者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、市に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 3 指定管理者は、市の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(情報セキュリティ対策)

- 第15 指定管理者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、協定締結後一週間以内に「(別紙) 情報セキュリティ対策チェックシート」を作成し、提出すること。再委託する場合、再委託先も「情報セキュリティ対策チェックシート」による点検を実施し、指定管理者の責任で問題ないことを確認の上、提出すること。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第16 指定管理者は、指定管理業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

- 2 指定管理者は、派遣労働者に指定管理業務に関する一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、市に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第17 市は、指定管理者が指定管理業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、指定管理者に報告を求め、又は指定管理者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

- 第18 市は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、指定管理者及び再委託先（再々委託先を含む。）の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

- 第19 市は、指定管理者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、指定管理者としての指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- 2 指定管理者は、前項の規定に基づく指定の取消し及び業務の停止により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第20 指定管理者は、指定管理業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

資料 9（選定団体用）

岐阜市〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇 様

岐阜市長 〇〇〇〇

〇〇〇〇に係る指定管理者候補者の選定結果について（通知）

先に申請のありました〇〇〇〇に係る指定管理者の指定申請については、岐阜市〇〇部指定管理者選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、貴団体を候補者として選定しましたので通知します。

なお、候補者が指定管理者として指定されるには、岐阜市議会の議決が必要となりますので、今後の手続き等については後日連絡します。

また、次ページ以降の審査結果につきましては、岐阜市ホームページで公表します。

【担当】

〇〇部〇〇〇政策課〇〇係

担当：〇〇、〇〇

電話：(058)214-xxxx（直通）

資料 9（非選定団体用）

岐阜市〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇 様

岐阜市長 〇〇〇〇

〇〇〇〇に係る指定管理者候補者の選定結果について（通知）

先に申請のありました〇〇〇〇に係る指定管理者の指定申請については、岐阜市〇部指定管理者選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、貴団体を候補者として選定しませんでしたので通知します。

また、次ページ以降の審査結果につきましては、貴団体名を「〇団体」と表記し、岐阜市ホームページで公表します。

【担当】

〇〇部〇〇〇政策課〇〇係

担当：〇〇、〇〇

電話：(058)214-xxxx（直通）

資料 9（次点候補者団体用）

岐阜市〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇 様

岐阜市長 〇〇〇〇

〇〇〇〇に係る指定管理者候補者の選定結果について（通知）

先に申請のありました〇〇〇〇に係る指定管理者の指定申請については、岐阜市〇〇部指定管理者選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、貴団体を次点候補者として選定しましたので通知します。次点候補者の有効期間は当該選定結果の通知日から1年間とします。

なお、指定管理者候補者との協定等に係る協議が整わなかったり、管理運営時の不測の事態等の際、貴団体と協議させていただくことを申し添えます。

また、次ページ以降の審査結果につきましては、貴団体名を「〇団体」と表記し、岐阜市ホームページで公表します。

【担当】

〇〇部〇〇〇政策課〇〇係
担当：〇〇、〇〇
電話：(058)214-xxxx（直通）

選定委員会の審査結果

岐阜市〇〇〇〇〇の設置目的を十分に理解した上で、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定基準に基づき厳正に審査した結果、下記のとおり候補者を選定しました。

なお、候補者は岐阜市議会の議決を経て指定管理者として決定された後、岐阜市と締結する協定に基づき施設の管理運営を行います。

※下記は【記入例】

施 設 名	岐阜市〇〇〇〇〇
所 在 地	岐阜市〇〇町〇丁目〇番〇号
指定管理者 の候補者	〇〇法人 岐阜市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代 表 者 理事長 〇〇 〇〇 住 所 岐阜市〇〇町〇丁目〇番〇号
指 定 期 間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（〇年間）
指定管理者 選定委員会	委員長 〇〇 〇〇 （〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇） 委 員 〇〇 〇〇 （〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇） 委 員 〇〇 〇〇 （〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇） 委 員 〇〇 〇〇 （〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇） 委 員 〇〇 〇〇 （〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
応募団体数	〇団体 ※以下、団体名は候補者を除き、「A団体」などと表記する

選定理由	※「総合評価」の審査内容を記入すること 岐阜市〇〇〇〇の指定管理者の候補者の選定にあたっては、岐阜市〇〇〇〇部指定管理者選定委員会を設置し、申請団体から提出を受けた事業計画書等について、資格審査、選定基準及びその評価項目に基づき書類審査、ヒアリング、プレゼンテーションを実施し、総合的に評価・選考を行った。 その結果、下記の理由により、〇〇法人岐阜市〇〇〇〇（以下「候補者」という。）が最適であるとして選定した。 なお、選定基準・採点結果、提案された管理経費の額は別表のとおりである。 ● 全ての申請団体が選定最低基準（合計点の6割以上）を満たしている。 ● 採点の合計点は、候補者とAが同点で最高点を獲得し、候補者及びA、B、C、Dの順であったが、選定基準の内、「公平性・透明性」及び「貢献性」については各団体とも積極的に取り込まれており採点に大差はない ● 「効率性」における管理経費の額は、候補者、A及びCの提案が安価であり、ほぼ同額である。 ● 「安定性・安全性」については、Aが業務実績の点で最も優れているが、候補者、B、Dの各団体は業務実績の点を除けばAと大差はない。Cについては実績やリスク分担の点から他団体と比較して採点が低い。 ● 「効果性」については、当該施設の設置目的である〇〇〇の振興に関して、候補者及びCの提案が、例えば、講演会等について企画段階から参画支援、会議室申し込みにおける土・日・祝日、夜間の仮受付の実施など、利用者に対するサービス向上の具体的提案が最も優れている。 以上、採点の合計点を踏まえ、選定基準別の具体的な提案内容を審査した結果、候補者の提案が他団体の提案に比べて総合的に優れている。
スケジュール	・ 募集要項の公表・配布期間 〇〇年 7 月〇日～8 月〇日 ・ 説明会・現地見学会 〇〇年 7 月〇日 ・ 質疑受付期間 〇〇年 7 月〇日～8 月〇日 ・ 申請書等の受付期間 〇〇年 7 月〇日～8 月〇日 ・ 第 1 回選定委員会（資格審査等） 〇〇年 9 月〇日 ・ 第 2 回選定委員会（提案内容等の審査） 〇〇年 10 月〇日
担当部課 （問合せ先）	〇〇〇〇部〇〇〇〇課 TEL：058-265-4141 内線〇〇〇〇 E-mail：xxxxxxxxxxx@city.gifu.gifu.jp

【別表】

採点結果（単位：点）

区分	選定基準	評価項目	配点	〇〇 法人	A 団体	B 団体
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		平等利用を確保するための体制、モニタリングなど				
		情報公開、広報の方策				
		その他申請団体の提案によるもの				
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		既存事業の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容				
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など				
		利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）				
		利用促進、利用者増の方策				
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど				
		施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置				
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		指定管理経費の設定額				
		指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）				
		収支計画の妥当性				
		管理経費縮減の具体的方策				
		スタッフ配置の妥当性（無理はないか）				
		利用料金を収受する施設の場合、収入の増加を図るための方策				
		その他申請団体の提案によるもの				

安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力・人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績				
		経営基盤の安定性				
		組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など				
		スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制				
		スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策				
		リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）				
		リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）				
		グループ応募（コンソーシアム）の場合、グループの安定性 グループ応募（コンソーシアム）の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性 その他申請団体の提案によるもの				
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）				
		地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用				
		地元での資材等の調達				
		地元での社会活動等への参加				
		その他地元への貢献に関すること				
		その他申請団体の提案によるもの				
合 計			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

提案された管理経費の額（単位：円 ※指定期間の合計額）

〇〇法人〇〇〇	A団体	B団体
〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

第000号議案

指定管理者の指定について

岐阜市〇〇条例（昭和〇年岐阜市条例第〇号）に規定する（施設の名称）の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日提出

岐 阜 市 長 〇 〇 〇 〇

- 1 施設の名称 〇〇〇〇〇〇〇
- 2 指定管理者 岐阜市〇〇〇〇〇〇〇
 社会福祉法人〇〇会
 理事長 〇〇 〇〇
- 3 指定の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

第000号議案

指定管理者の指定について

岐阜市〇〇〇〇条例（〇年岐阜市条例第〇号）に規定する（施設の名称）の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日提出

岐 阜 市 長 〇 〇 〇 〇

- 1 施設の名称 〇〇〇〇〇〇
- 2 指定管理者 岐阜市〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇共同企業体
 代表構成員
 岐阜市〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 構成員
 岐阜市〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
 構成員
 岐阜市〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 指定の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

第000号議案

指定管理者の指定について

岐阜市〇〇〇〇条例（〇年岐阜市条例第〇号）に規定する（施設の名称）ほか3施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日提出

岐 阜 市 長 〇 〇 〇 〇

- 1 施設の名称 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
- 2 指定管理者 岐阜市〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 指定の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

資料 1 2

岐阜市〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇 様

岐阜市長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇に係る指定管理者の指定について（通知）

岐阜市〇〇条例（〇〇岐阜市条例第〇〇号）に規定する〇〇〇〇に係る指定管理者については、下記のとおり貴団体を指定します。

記

- 1 施設の名称 〇〇〇〇〇〇
- 2 指定管理者 岐阜市〇〇〇〇〇〇（所在地）
〇〇〇〇株式会社（団体名）
代表取締役〇〇〇〇（代表者氏名）
- 3 指定の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

【担当】

〇〇部〇〇〇課〇〇係

担当：〇〇、〇〇

電話：(058)214-xxxx（直通）

岐阜市告示第 号※①

指定管理者の指定について

岐阜市〇〇〇〇条例（□□年岐阜市条例第□号）に規定する〇〇〇の指定管理者を次のとおり指定したので、告示します。

年 月 日※②

岐 阜 市 長 〇 〇 〇 〇

- 1 施設の名称 〇〇〇〇〇〇
- 2 指定管理者 〇〇〇〇〇〇（所在地）
〇〇〇〇〇〇（団体名）
〇〇〇〇〇〇（代表者氏名）
- 3 指定の期間 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

《告示文作成の際の注意事項》

- ※① 「告示番号」は**揭示前日の夕方**に行政課文書係が採番しますので、
決裁起案時は**空白**にしてください。
「市長印」も同じタイミングで**文書係が押印**しますので、
起案時に 施行情報＞**公印要** とし、詳細を入力してください。
- ※② 「告示日」（告示文書に記入する日付）は**揭示場に告示される日**となります。
決裁完結後、**揭示希望日**（＝文書係への依頼日の次の開庁日）を**入力した告示文を2枚**（1枚は情報公開室用）**作成し、文書係に提出**してください。

岐阜市〇〇〇〇〇の管理運営に関する協定書（ひな形）

岐阜市（以下「市」という。）と△△△△△（以下「指定管理者」という。）とは、岐阜市〇〇〇〇〇（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市〇〇〇〇〇条例（〇〇xx年岐阜市条例第xx号。以下「条例」という。）第xx条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定期間）

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、〇〇xx年xx月xx日から〇〇xx年xx月xx日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

（会計区分）

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、条例第xx条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- (1)に関する業務
- (2)に関する業務
- (3)に関する業務
-

条例に掲げた業務を記載

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。

3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。

4 本施設の目的外使用にかかる許可については、市が行うものとする。

5 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

（指定管理以外の業務）＜自主事業において、具体的な事業を実施する場合のみ記載＞

第5条 指定管理者は、.利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

- (1)
- (2)

（管理物件）

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、指定管理者は無償で利用できるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

- 3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。
- 6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（情報の取扱い）

- 第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令によるほか、岐阜市情報セキュリティポリシーの規定に準じて取り扱わなければならない。
- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
 - 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定に準じて取り扱わなければならない。
 - 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
 - 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

（管理業務従事者等）

- 第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
 - 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

（再委託の禁止）

- 第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利譲渡禁止）

- 第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

- 第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

（リスク分担）

- 第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者は協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

第13条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合には、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

<施設が岐阜市地域防災計画で指定避難所等に指定されている場合の記載（案）>

(災害時の対応)

第14条 指定管理者は、施設が岐阜市地域防災計画において指定避難所等として指定されていることから、避難所等の開設及び運営等に応じなければならない。

- 2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、施設が指定避難所等として市が指定する用途として使用される場合、指定管理者は、市と協議を行い避難所の開設及び運営等の対応を行うものとする。

- 3 前項の場合において、施設に避難所が開設される場合は、指定管理者は、別記2の災害対応業務分担表のとおり、災害対応業務を行うものとする。

- 4 市は、施設を避難所として運営する際は、下記の所管事項を実施するため、施設に市の職員1名以上を派遣する。

(1) 指定管理者の所管事項

施設等の管理及び保全に関すること。

(2) 市の所管事項

ア 避難者の施設への誘導、整理、避難者対応その他避難者の安全管理に関すること。

イ 備蓄品の保管に関すること

- 5 指定管理者は、市の指示により避難所を運営した場合、施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。

- 6 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

- 7 市は、避難所として開放された施設が破損した場合、破損箇所を修復しなければならない。

- 8 市は、施設が避難所として開設された際は、避難者対応用の資機材等を配布しなければならない。なお、指定管理者が備蓄資機材等を備える必要はないものとする。

- 9 市は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 市は、施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、減失等が生じないように十分配慮する。

- (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努める。

- (3) 市は、施設の使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれがある場合には、速やかに他の避難所の確保等に努める。

- (4) 市は、施設の使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等の後始末を行う。

< 施設が指定避難所等に指定されていない場合の記載（案） >

（災害時の対応）

第14条 指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主的避難者がいる場合は、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。

- 2 指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。
- 3 市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限りではない。
- 4 市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
- 5 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 6 市の遵守事項は下記のとおりとする。
 - (1) 市は、施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、減失等が生じないように十分配慮する。
 - (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
 - (3) 市は、施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
 - (4) 市は、施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと。

（事業計画書の提出）

第15条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその収支の明細をxx月xx日までに市に提出し、市の承認を得なければならない。ただし、初年度分についてはxx月xx日を期限とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、収支の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

（事業報告等）

第16条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況（利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

らない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況（利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
- (3) 料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

- 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
- 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

（委託料の精算）＜※利用料金制度を導入する場合＞

第17条 指定管理者は、その収入である委託料（第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。）と利用料金の合計が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の100分の20（双方の協議により20%以上での協定可）に相当する額を市に支払うものとする。ただし、経費の節減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を当該超過額から控除できるものとする。

（指定の取消し等）

第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料（第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。※第17条の括弧書きと重複する場合は、この括弧書きは不要）の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
 - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
 - 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに管理物件を市に返還しなければならない。
 - 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
 - 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止するこ

とができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。

- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

（原状回復義務）

第19条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

（文書の保存）

第20条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じて保存しなければならない。

（重要事項の変更）

第21条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

（利用料金の帰属の範囲） ＜利用料金制度を導入する場合＞

第22条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定期間において行われる施設の利用に係る料金とする。ただし、指定期間内に発行された回数券の利用料金は指定管理者に帰属するものとする。

（管理業務の引継）

第23条 指定管理者は、その指定期間が満了するとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

＜利用料金制度を導入する場合＞

- 2 前項の場合において、指定期間終了後の施設の利用に係る料金（回数券による利用料金を除く。）を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

（回数券の取扱い） ＜利用料金制度を導入する場合＞

第24条 指定期間開始前に発行済みの回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、指定管理者は、指定管理者の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

- 2 指定管理者は、主に指定期間終了後の使用となる回数券の販売を特に促進してはならない。
3 前項の規定にかかわらず、販売の促進があったと市が認める場合は、指定管理者は、当該販売の促進により得たと市が認める金額を市に支払わなければならない。

（委託料、支払い方法）

第25条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

- 〇〇xx年度 xx, xxx, xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）
- 〇〇xx年度 xx, xxx, xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）
- 〇〇xx年度 xx, xxx, xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）
- 〇〇xx年度 xx, xxx, xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

〇〇xx年度 xx, xxx, xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3 委託料の支払い方法は、次のとおりとする。

〔支払い方法を記載〕

（協定の変更）

第26条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者は協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

（協定外の事項）

第27条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

岐阜市 代表者 岐阜市長 ○ ○ ○ ○

指定管理者 住所
商号又は名称
氏名 印

リスク分 担

(負担者側に○)

No.	種類	リスクの内容	負 担 者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への 円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により 円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合 (施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 (事業放棄・破綻等による指定取消し または業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等 (岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による 管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき 事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害 (騒音、振動、臭気等)		○

災害対応業務分担表

開設の 判断・指示	○施設所管課は、災害対策本部等から避難所等の開設指示を受けた場合、指定管理者に対応を指示する。 (予想される災害の状況により、指定避難所の中から開設する避難所を選定) ※住民、施設利用者等からの自主避難の要望があった場合、指定管理者は施設所管課等に連絡を行うこと。
開設・ 運営業務	○指定管理者又は派遣される市職員が開設及び運営を行う。 ※指定管理者は、施設の安全点検、避難所等として使用する場所の確保を行うこと。 ※指定管理者は、施設所管課に事前相談の上、必要に応じて貸館の使用許可の取消しを行うこと。 ○指定管理者および派遣される市職員は、避難者、地域住民、ボランティアと協力し、開設及び運営を行うこと。 ※指定管理者は、避難所運営マニュアル(指定管理者編)に基づき開設を行う。
施設管理 業務	○指定管理者が施設管理業務を行う。 ※避難所の開設中(休館日、夜間含む)は、施設に業務従事者を配置すること。
閉鎖の 判断・指示	○市対策本部等が 状況を判断し、施設所管課に閉鎖の指示を行った上で、施設所管課が指定管理者および市派遣職員に閉鎖の指示を行う。
その他	○災害対策本部等の指示に基づき、市が避難者用の資機材等を準備し配布すること。 ※指定管理者は必要に応じ施設職員等の資機材や備蓄食料等を準備すること。

岐阜市〇〇〇〇〇の管理運営に関する協定書（ひな形）

岐阜市（以下「市」という。）と岐阜市△△△施設指定管理業務コンソーシアム（以下「指定管理者」という。）とは、岐阜市〇〇〇〇〇（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム協定書（以下「共同体協定書」という。）及び次の条項により協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

指定管理者の構成員（以下「構成員」という。）は、コンソーシアム協定書により岐阜市〇〇〇の管理運営業務を共同連帯して実施するものとし、本協定上の債務は構成員が連帯してその債務を負担するものとする。

また、市は、本協定に基づく行為については、全て代表構成員〇〇〇を相手方とし、代表構成員に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。また、指定管理者は市に対して行う本協定に基づく全ての行為について代表構成員を通じて行わなければならない。

（趣旨）

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市〇〇〇〇〇〇条例（〇〇xx年岐阜市条例第xx号。以下「条例」という。）第x条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定期間）

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、〇〇xx年xx月xx日から〇〇xx年xx月xx日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

（会計区分）

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、条例第x条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- | | | |
|--|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1)に関する業務 (2)に関する業務 (3)に関する業務 | } | 条例に掲げた業務を記載 |
|--|---|-------------|

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。

3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。

4 本施設の目的外使用にかかる許可については、市が行うものとする。

5 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

（指定管理以外の業務）＜自主事業において、具体的な事業を実施する場合のみ記載＞

第5条 指定管理者は、.利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

- (1)
- (2)

(管理物件)

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、指定管理者は無償で利用できるものとする。

- 2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用させなければならない。
- 3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。
- 6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(情報の取扱い)

第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令によるほか、岐阜市情報セキュリティポリシーの規定に準じて取り扱わなければならない。

- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
- 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

(管理業務従事者等)

第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議

会の同意を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(リスク分担)

第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者は協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

第13条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。

2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

<施設が岐阜市地域防災計画で指定避難所等に指定されている場合の記載（案）>

(災害時の対応)

第14条 指定管理者は、施設が岐阜市地域防災計画において指定避難所等として指定されていることから、避難所等の開設及び運営等に応じなければならない。

2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、施設が指定避難所等として市が指定する用途として使用される場合、指定管理者は、市と協議を行い避難所の開設及び運営等の対応を行うものとする。

3 前項の場合において、施設に避難所が開設される場合は、指定管理者は、別記2の災害対応業務分担表のとおり、災害対応業務を行うものとする。

4 市は、施設を避難所として運営する際は、下記の所管事項を実施するため、施設に市の職員1名以上を派遣する。

(1) 指定管理者の所管事項

施設等の管理及び保全に関すること。

(2) 市の所管事項

ア 避難者の施設への誘導、整理、避難者対応その他避難者の安全管理に関すること。

イ 備蓄品の保管に関すること

5 指定管理者は、市の指示により避難所を運営した場合、施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。

6 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

7 市は、避難所として開放された施設が破損した場合、破損箇所を修復しなければならない。

8 市は、施設が避難所として開設された際は、避難者対応用の資機材等を配布しなければならない。なお、指定管理者が備蓄資機材等を備える必要はないものとする。

9 市は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 市は、施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、滅失等が生じないように十分配慮する。
- (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努める。
- (3) 市は、施設の使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれがある場合には、速やかに他の避難所の確保等に努める。
- (4) 市は、施設の使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等の後始末を行う。

< **指定避難所等に指定されていない場合の記載（案）** >

（災害時の対応）

- 第14条 指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主的避難者がいる場合は、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。
- 2 指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。
 - 3 市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限りではない。
 - 4 市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
 - 5 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
 - 6 市の遵守事項は下記のとおりとする。
- (1) 市は、施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、滅失等が生じないように十分配慮する。
 - (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
 - (3) 市は、施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
 - (4) 市は、施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと。

（事業計画書の提出）

- 第15条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその収支の明細をxx月xx日までに市に提出し、市の承認を得なければならない。ただし、初年度分についてはxx月xx日を期限とする。
- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、収支の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

（事業報告等）

- 第16条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況（利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況（利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 管理経費等の収支状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
- 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

（委託料の精算）＜※利用料金制度を導入する場合＞

第17条 指定管理者は、その収入である委託料（第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。）と利用料金の合計が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の100分の20（双方の協議により20%以上での協定可）に相当する額を市に支払うものとする。ただし、経費の節減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を当該超過額から控除できるものとする。

（指定の取消し等）

第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料（第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。※第17条の括弧書きと重複する場合は、この括弧書きは不要）の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
 - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。

- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに管理物件を市に返還しなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
- 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

（管理業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第19条 構成員は、コンソーシアムが管理業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず構成員が管理業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が管理業務を完了する。

（管理業務の履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第20条 構成員のうちいずれかが管理業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（原状回復義務）

- 第21条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

（文書の保存）

第22条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じて保存しなければならない。

（重要事項の変更）

第23条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

（利用料金の帰属の範囲）＜※利用料金制度を導入する場合＞

第24条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定期間において行われる施設の利用に係る料金とする。ただし、指定期間内に発行された回数券の利用料金は指定管理者に帰属するものとする。

（管理業務の引継）

第25条 指定管理者は、その指定期間が満了するとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定する者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

＜※利用料金制度を導入する場合＞

2 前項の場合において、指定期間終了後の施設の利用に係る料金（回数券による利用料金を除く。）を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

（回数券の取扱い）＜利用料金制度を導入する場合＞

第26条 指定期間開始前に発行済みの回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、指定管理者は、指定管理者の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

2 指定管理者は、主に指定期間終了後の使用となる回数券の販売を特に促進してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、販売の促進があったと市が認める場合は、指定管理者は、当該販売の促進により得たと市が認める金額を市に支払わなければならない。

（委託料、支払い方法）

第27条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

〇〇xx年度 xx,xxx,xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

〇〇xx年度 xx,xxx,xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

〇〇xx年度 xx,xxx,xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

〇〇xx年度 xx,xxx,xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

〇〇xx年度 xx,xxx,xxx円（消費税及び地方消費税xx%を含む。）

2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3 委託料の支払い方法は、次のとおりとする。

〔支払い方法を記載〕

（協定の変更）

第28条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者は協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

（協定外の事項）

第29条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

岐阜市 代表者 岐阜市長 ○ ○ ○ ○

指定管理者 岐阜市〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム
代表構成員 住所
商号又は名称
氏名 印

リ ス ク 分 担

(負担者側に○)

No.	種類	リスクの内容	負 担 者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への 円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により 円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合 (施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 (事業放棄・破綻等による指定取消し または業務の停止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等 (岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による 管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき 事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害 (騒音、振動、臭気等)		○

災害対応業務分担表

開設の 判断・指示	○施設所管課は、災害対策本部等から避難所等の開設指示を受けた場合、指定管理者に対応を指示する。 （予想される災害の状況により、指定避難所の中から開設する避難所を選定） ※住民、施設利用者等からの自主避難の要望があった場合、指定管理者は施設所管課等に連絡を行うこと。
開設・ 運営業務	○指定管理者又は派遣される市職員が開設及び運営を行う。 ※指定管理者は、施設の安全点検、避難所等として使用する場所の確保を行うこと。 ※指定管理者は、施設所管課に事前相談の上、必要に応じて貸館の使用許可の取消しを行うこと。 ○指定管理者および派遣される市職員は、避難者、地域住民、ボランティアと協力し、開設及び運営を行うこと。 ※指定管理者は、避難所運営マニュアル(指定管理者編)に基づき開設を行う。
施設管理 業務	○指定管理者が施設管理業務を行う。 ※避難所の開設中(休館日、夜間含む)は、施設に業務従事者を配置すること。
閉鎖の 判断・指示	○市対策本部等が 状況を判断し、施設所管課に閉鎖の指示を行った上で、施設所管課が指定管理者および市派遣職員に閉鎖の指示を行う。
その他	○災害対策本部等の指示に基づき、市が避難者用の資機材等を準備し配布すること。 ※指定管理者は必要に応じ施設職員等の資機材や備蓄食料等を準備すること。

岐阜市告示第 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 年 月 日

岐阜市長 柴 橋 正 直

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
- 2 委託した歳入等
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日及び委託した日

令和 年 月 日

岐阜市指定管理者選定委員会規則

平成25年3月27日

岐阜市規則第14号

改正 平成26年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の単位)

第2条 委員会は、指定管理者に管理運営をさせようとする公の施設又は公の施設を所管する部等（岐阜市事務分掌条例（昭和42年岐阜市条例第25号）第1条に規定する部等をいう。）（以下「施設所管部」という。）ごとに設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 税理士、中小企業診断士等経営分析について専門的な知識を有する者
- (2) 公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、公の施設ごとに委員会を設置する場合その他特別な事業がある場合の委員の任期については、別に定める。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定管理者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、施設所管部の総括事務を所掌する課において処理する。ただし、公の施設ごとに委員会を設置する場合の委員会の庶務については、別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則 (平成26年規則第11号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

岐阜市〇〇部指定管理者選定委員会要綱

年 月 日決裁

(設置)

第1条 岐阜市指定管理者選定委員会規則(〇〇年岐阜市規則第 号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、岐阜市〇〇部指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 〇〇部が所管する公の施設(ただし、〇〇〇〇を除く。同条第2号及び第4条において同じ。)の指定管理者の選定に関する事項

(2) 〇〇部が所管する公の施設の指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員〇人で組織する。

2 規則第3条第2項第3号に規定する市長が適当と認める者とは、〇〇〇〇〇とする。

3 委員は、岐阜市〇〇部指定管理者評価委員会委員を兼ねることができない。

(特別な事情がある場合の任期)

第4条 規則第4条ただし書に規定する特別な事情がある場合の任期は、〇年とする。

(指定管理者との接触禁止等)

第5条 委員は、第2条に掲げる事項に関し、〇〇部が所管する公の施設を管理運営する指定管理者又は指定管理者の指定を受けようとする申請団体(以下「指定管理者等」という。)と接触してはならない。

2 委員は、指定管理者等から接触があった場合は、速やかに市長へその旨を報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、〇〇部××課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行規日)

1 この要綱は、年 月 日から施行する。

●経営分析など規則に定める専門性のほか、部
独自で委員の要件を定める場合は記入。
●特になければ削除し、3号を2号に詰める。

●特別な任期の設定がなければ削除。

《施設ごと設置する場合》

〇〇〇〇指定管理者選定委員会要綱

施設名

年 月 日決裁

(設置)

第1条 岐阜市指定管理者選定委員会規則（平成25年岐阜市規則第14号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、〇〇〇〇指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 〇〇部が所管する〇〇〇〇の指定管理者の選定に関する事項
- (2) 〇〇部が所管する〇〇〇〇の指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員〇人で組織する。

2 規則第3条第2項第3号に規定する市長が適当と認める者とは、〇〇〇〇〇とする。

3 委員は、岐阜市〇〇部指定管理者評価委員会委員を兼ねることができない。

(任期)

評価委員会も施設ごとに設置する場合は、その委員会名を記載

第4条 委員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者との接触禁止等)

第5条 委員は、第2条に掲げる事項に関し、〇〇〇〇を管理運営する指定管理者又は指定管理者の指定を受けようとする申請団体（以下「指定管理者等」という。）と接触してはならない。

2 委員は、指定管理者等から接触があった場合は、速やかに市長へその旨を報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、〇〇部××課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行規日)

1 この要綱は、年 月 日から施行する。

●経営分析など規則に定める専門性のほか、部独自で委員の要件を定める場合は記入。
●特になければ削除し、3号を2号に詰め

岐阜市指定管理者評価委員会規則

平成25年3月27日

岐阜市規則第15号

改正 平成28年1月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の単位)

第2条 委員会は、指定管理者に管理運営をさせようとする公の施設又は公の施設を所管する部（岐阜市事務分掌条例（昭和42年岐阜市条例第25号）第1条に規定する部をいう。以下「施設所管部」という。）ごとに設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 税理士、中小企業診断士等経営分析について専門的な知識を有する者
- (2) 公の施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することに関し、優れた経験及び知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、公の施設ごとに委員会を設置する場合その他特別な事情がある場合の委員の任期については、別に定める。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定管理者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、施設所管部の総括事務担当課において処理する。ただし、公の施設ごとに委員会を設置する場合の委員会の庶務については、別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

《部に設置する場合》

岐阜市〇〇部指定管理者評価委員会要綱

年 月 日決裁

(設置)

第1条 岐阜市指定管理者評価委員会規則（平成25年岐阜市規則第15号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、岐阜市〇〇部指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2項 委員会は、次に掲げる事項を総合的に評価し、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 指定管理者による〇〇部が所管する公の施設（ただし、〇〇〇〇を除く。次条第4項において同じ。）の管理運営の状況

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

●経営分析など規則に定める専門性のほか、部独自で委員の要件を定める場合は記入。

●特になければ削除し、3号以降の号を前に詰め

(組織)

第3条 委員会は、委員〇人で組織する。

2 規則第3条第2項第3号に規定する市長が適当と認める者とは、〇〇〇〇〇とする。

3 委員は、岐阜市〇〇部指定管理者選定委員会委員を兼ねることができない。

4 〇〇部が所管する公の施設を管理運営する指定管理者の選定に携わった者は、当該選定に係る指定管理者の指定期間において委員となることができない。

(特別な事情がある場合の任期)

第4条 規則第4条ただし書に規定する特別な事情がある場合の任期は、〇年とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、〇〇部××課において処理する。

●特別な任期の設定がなければ削除。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行規日)

1 この要綱は、年 月 日から施行する。

《施設ごとに設置する場合》

〇〇〇〇指定管理者評価委員会要綱

施設名

年 月 日決裁

(設置)

第1条 岐阜市指定管理者評価委員会規則（平成25年岐阜市規則第15号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、〇〇〇〇指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を総合的に評価し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 指定管理者による〇〇〇〇の管理運営の状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員〇人で組織する。

2 規則第3条第2項第3号に規定する市長が適当と認める者とは、〇〇〇〇とする。

3 委員は、岐阜市〇〇部指定管理者選定委員会委員を兼ねることができない。

4 〇〇〇〇を管理運営する指定管理者の選定に携わった者は、当該選定に係る指定管理者の指定期間において委員となることができない。

- 経営分析など規則に定める専門性のほか、部独自で委員の要件を定める場合は記入。
- 特になければ削除し、3号以降の号を前に詰める。

(任期)

選定委員会も施設ごとに設置する場合は、その委員会名を記載

第4条 委員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、〇〇部××課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行規日)

1 この要綱は、年 月 日から施行する。

岐阜市〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇（指定管理者）
〇〇 〇〇（代表者）様

岐阜市長 〇 〇 〇 〇

指定管理者の指定の取消しについて（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で通知した指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消します。

記

1 指定管理者の指定を取り消す施設

施設名：

所在地：

2 指定取消しの効力が発生する日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 指定を取り消す理由

4 教示事項

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヵ月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

岐阜市〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇（指定管理者）
〇〇 〇〇（代表者） 様

岐阜市長 〇 〇 〇 〇

指定管理業務の停止について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で通知した指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、下記のとおり指定管理業務を停止します。

記

1 指定管理業務を停止する施設

施設名：〇〇〇〇〇〇

所在地：〇〇〇〇〇〇

2 対象となる業務

すべての指定管理業務（一部である場合は業務を列記）

3 業務を停止する期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日

4 指定管理業務を停止する理由

5 教示事項

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヵ月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

岐阜市告示第 号

（公の施設名）の指定管理者の指定の取消しについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき（公の施設名）の指定管理者の指定を取り消したので、（公の施設名）条例（〇〇年岐阜市条例第 〇〇号）第 〇〇条第 〇〇項の規定により次のとおり告示します。

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜市長 〇 〇 〇 〇

- 1 指定を取り消した団体
所在地：〇〇〇〇〇〇
名 称：〇〇〇 〇〇〇（団体名、代表者名）
- 2 指定取消しの効力が発生する日
〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜市告示第 号

(公の施設名) の指定管理者の指定管理業務の停止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき（公の施設名）の指定管理者の指定管理業務を停止したので、次のとおり告示します。

〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜市長 ○ ○ ○ ○

1 指定管理業務を停止した団体

所在地：〇〇〇〇〇〇

名 称：〇〇〇 〇〇〇（団体名、代表者名）

2 対象となる業務

すべての指定管理業務（一部である場合は業務を列記）

3 業務を停止する期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日

資料 2 3

《再委託にかかる承認申請書の例》

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

指定管理業務の再委託にかかる承認申請書

〇〇施設指定管理者 〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇

〇〇施設の指定管理業務実施にあたり、下記のとおり指定管理業務の一部を委託したいので申請します。

記

1	再委託する業務	再委託の期間
		年 月 日 から
		年 月 日 まで
	再委託名称 : 代表者職氏名 : 先 所在地 :	
2	再委託する業務	再委託の期間
		年 月 日 から
		年 月 日 まで
	再委託名称 : 代表者職氏名 : 先 所在地 :	

誓 約 書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

所在地 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____ ⑩

下記事項について誓約します。

なお、下記事項につき疑義がある場合は岐阜市が警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が岐阜市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

私（当法人）は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等は、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（注 1）「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

（注 2）「法人等」とは、法人その他の団体をいう。

（注 3）「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

資料 2 3（承認通知）

《再委託にかかる承認書の例》

岐阜市〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇指定管理者
〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇様

岐阜市長 〇〇 〇〇

〇〇の指定管理業務に係る再委託の承認について（通知）

「岐阜市〇〇の管理運営に関する協定書」第〇条の規定に基づき、下記業務について再委託することを承認したので通知します。

記

	再委託する業務	再委託の期間			
		年	月	日	から
1		年	月	日	まで
	再委託名称： 代表者職氏名： 先 所在地：				
2	再委託する業務	再委託の期間			
		年	月	日	から
		年	月	日	まで
	再委託名称： 代表者職氏名： 先 所在地：				

資料 2 3 （事業計画と合わせて承認）

《再委託にかかる承認書の例（事業計画の承認と同時）》

岐阜市〇〇第〇〇号
 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇指定管理者
 〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇
 理事長 〇〇 〇〇様

岐阜市長 〇〇 〇〇

〇〇の指定管理業務に係る事業計画書の承認について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付けにて提出のあった、〇〇の指定管理業務に係る〇〇年の事業計画書について承認したので通知します。

また、「岐阜市〇〇の管理運営に関する協定書」第〇条の規定に基づき、下記業務について再委託することを承認したので通知します。

記

	再委託する業務	再委託の期間			
		年	月	日	から 年 月 日 まで
1	再委託先 名称 : 代表者職氏名 : 所在地 :				
2	再委託先 名称 : 代表者職氏名 : 所在地 :				

<指定管理者の標示板>

〇〇〇〇〇を管理する指定管理者の標示

当施設は、岐阜市の指定を受けた下記の団体が管理しています。

団体の名称及び代表者の氏名	■■■（法人名） ▲▲（肩書） □□ □□（氏名）
団体の所在地	岐阜市〇〇〇
指定年月日	年 月 日
指定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
管理責任者の氏名	この欄は、各部の判断で適宜記載してください。
連絡先	この欄は、各部の判断で適宜記載してください。

岐 阜 市

担当課 〇〇〇部〇〇〇課

電話番号 （0 5 8）〇〇〇－〇〇〇〇